



鳥取県告示第四百九十号

<p>一三五の二、一三八の一、一三八の二、一三九の二から一三九の三まで、一四二の一、一四二の二、一四三の一、一四三の二、一四六の一、一四六の二、一四八の一、一四八の二、一四九の一、一四九の二、一五〇の四及びこれらと一体をなす国有地の地先</p> <p>渡町字西柳川一九の三六から一九の三八までの地先 三軒屋町字柳川灘四一三三の三、四一五〇の一八の地先 小篠津町字永井四二二の二四、四二二の一四二、四二二の一の四三の地先</p> <p>小篠津町字門脇灘三八七〇の一九から三八七〇の二一まで、三八七一の一、三八七一の五、三八七一の七、三八七七の九の地先</p> <p>小篠津町字辨天崎一八六八の三二から一八六八の三四まで、三八五七の六、三八六七の二七、三八六八の一、三八六八の二、三八六八の二一、三八六八の二四から三八六八の二六まで、三八六八の二八、三八六八の二九及びこれらと一体をなす国有地の地先</p> <p>小篠津町字門脇三六二九の一九、三六二九の二二、三六二九の三〇、三六二九の三八及びこれらと一体をなす国有地の地先</p> <p>渡町下大沢灘八二一、八二七次五内第一及びこれらと一体をなす国有地の地先</p> <p>渡町字貝柄塚灘四六八の二、八〇七の四、八〇七の二〇、八〇七の二三及びこれらと一体をなす国有地の地先</p> <p>渡町字西柳川一九の三六の地先 三軒屋町字柳川灘四一三三の三、四一五〇の一八の地先</p>		
		<p>五、二二七・二四平方メートル</p> <p>六、八〇八・四三平方メートル</p>

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を新設し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>新たに画する町 の名称</p>	<p>同上の区域（平成元年一月十一日現在の地番による。）</p>
<p>中海干拓地</p>	<p>渡町字苗代田沖一一〇〇の二、一一〇〇内三、一一〇〇の四、一一〇〇内第六、一一〇〇第九、一一〇〇の一から一一〇〇の二四まで、一一〇〇の三〇及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地</p> <p>渡町字下大沢灘八二一、八二七次四第五から八二七次四第八まで、八二七次五内第一、八二七次五第二、八三五の三から八三五の二三まで、三一六七、三一六九、三一七一及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地</p> <p>渡町字貝柄塚灘四五〇の一、四五三の一、四五三の二、四五四、四五七、四五八の一、四六一の一、四六一の二、四六一の六、四六二、四六五の一、四六五の二、四六七の一、四六七の二、四六八の一、四六八の二、四七三の三、八〇七の四、八〇七の二〇、八〇七の二三及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地</p> <p>渡町字与三堀灘四三二の二、四三二の一、四三二の二、四三五の一、四三五の二、四三七の一、四三七の二、四三八の一から四三八の三まで、四四一、四四二の一、四四二の二、四四五の一、四四五の二、四四六、四四九の一から四四九の四まで及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地</p> <p>渡町字新海一一九の二五、一三〇、一三〇の一、一三一の一</p>

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成元年一月十一日現在の地番による。）</p>
<p>渡町字下大沢灘</p>	<p>渡町字下大沢灘の全域 渡町字下大沢灘八二一、八二七次五内第一及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地 渡町字貝柄塚灘四六八の二、八〇七の四、八〇七の二〇、八〇七の二三及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地</p>
	<p>一、一三一の二、一三四の一、一三四の二、一三五の一、一三五の二、一三八の一、一三八の二、一三九の一から一三九の三まで、一四二の一、一四二の二、一四三の一、一四三の二、一四六の一、一四六の二、一四八の一、一四八の二、一四九の一、一四九の二、一五〇の四及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地 渡町字西柳川一九の三六から一九の三八までの地先の公有水面埋立地 三軒屋町字柳川灘四一三三の三、四一五〇の一八の地先の公有水面埋立地 小篠津町字永井四二二の二四、四二二の四二、四二二の四三の地先の公有水面埋立地 小篠津町字門脇灘三八七〇の一九から三八七〇の二一まで、三八七〇の一、三八七〇の五、三八七〇の七、三八七〇の九の地先の公有水面埋立地 小篠津町字辨天崎一八六八の三二から一八六八の三四まで、三八五七の六、三八六七の二七、三八六八の一、三八六八の二、三八六八の二一、三八六八の二四から三八六八の二六まで、三八六八の二八、三八六八の二九及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地 小篠津町字門脇三六二九の一九、三六二九の二二、三六二九の三〇、三六二九の三八及びこれらと一体をなす国有地の地先の公有水面埋立地</p>

<p>渡町字西柳川</p>	<p>渡町字西柳川の全域 渡町字西柳川一九の三六の地先の公有水面埋立地の一部</p>
<p>三軒屋町字柳川灘</p>	<p>三軒屋町字柳川灘の全域 三軒屋町字柳川灘四一三三の三、四一五〇の一八の地先の公有水面埋立地の一部</p>

**鳥取県告示第四百九十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 江 原 勝 美 米子市青木四九八

昭和六十一年八月七日退任

**鳥取県告示第四百九十二号**

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字外邑字奥滝野五四二の三

二 指定の目的

なだれの防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として、伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十三号

土地収用法(昭和二十六年法第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線つく米線ルート変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡若桜町大字浅井及び大字大炊地内

四 立ち入ろうとする期間

平成元年四月十一日から同年九月三十日まで

鳥取県告示第四百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年四月十八日 鳥取県指令受鳥土維第二百七十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字八幡田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市立川町二丁目三二五  
株式会社日光ストア

代表取締役 藤田正行

鳥取県告示第四百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を平成元年四月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市上井町二丁目六番地五 山 田 収	道路の位置の指定場所 倉吉市山根字下鴨田六二六一二、六二八一四、六二八一七及び六二八一八並びに字鍛冶田六二九一二	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 四・〇〇〇六・〇〇メートル 延長 一〇三・九六メートル
--------------------------------------	---	--

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年四月十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成元年四月十三日（木）午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 文化財の指定について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年四月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

ばちんこ遊技機				遊技機の種類
ツインロール	ドッグマンIA	バラエティI	マジシャンIII	型 式
株式会社まさむら遊機		株式会社三共		製造業者名

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】